

平成 26 年 4 月 1 日から、 コミュニティ施設の利用区分および利用金額が変わります

市条例の変更に伴い、多くの公共施設の利用区分が統一されることとなりました。

- ① 従来の 1 時間単位の利用から、下記の利用区分での利用となります。
- ② 利用区分毎の利用料金が下記のようになります。

変更後の利用区分と利用料金

<コミュニティ施設利用区分>

A	B	C	D	E	F
9 : 00	11 : 00	13 : 00	15 : 00	17 : 00	19 : 00
↓	↓	↓	↓	↓	↓
11 : 00	13 : 00	15 : 00	17 : 00	19 : 00	20 : 30

<コミュニティ施設利用料金>

施 設	単 位	金 額	
和 室 (大 広 間)	東 の 間	上記各区分毎につき	6 0 0 円
	中 の 間	上記各区分毎につき	4 0 0 円
	西 の 間	上記各区分毎につき	4 0 0 円
和 室 (茶 室)	上記各区分毎につき	4 0 0 円	
会 議 室	上記各区分毎につき	6 0 0 円	
多 目 的 ホ ー ル	上記各区分毎につき	1,4 0 0 円	

- ※ 区分に示された時間には、準備、後片付け、職員による点検の時間も含まれています。
- ※ 区分を連続して利用することが可能です。(連続した区分毎の合計額をいただきます。)
- ※ 区分の途中時間からの利用及び終了の場合も、区分毎の利用料金が必要となります。

◇ 統一される屋内施設 ◇

総合体育館・中央体育館・ホワイトウェイブ 21・吉良屋外趣味活動施設・東幡豆体育館・一色弓道場・吉良弓道場・幡豆弓道場